

“JAPAN アーキテクト（仮）認定制度” 創設へ向けての二会基本合意書

2026年3月18日

UIA（国際建築家連合）による「UNESCO-UIA 建築教育憲章」（1996）、並びに「建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定」（1999）の制定を受けて、日本建築家協会および日本建築士会連合会（以下、「二会」という。）では、その国際的基準に対応するべく、それぞれの「登録建築家」、「設計専攻建築士（その後、統括設計専攻建築士に改称）」を制度化し、将来的に両者の整合を図ることを念頭に検討を進めてきた。この間、「UNESCO-UIA 建築教育憲章」が求める5年間以上の建築教育という要件に対応して我が国では「JABEE（日本技術者教育認定機構）建築学士修士課程認定制度」（2012）が施行され、さらに JABEE は 2019 年に国際的相互認証の枠組みである「キャンベラ協定」に正式加盟を果たしている。

しかし、JABEE 建築学士修士課程認定は目論み通りの普及には至らず、二会が推進してきた登録建築家、統括設計専攻建築士もまた、UIA 協定に沿ったしかるべき制度の発展や社会的な定着を見ていない現状がある。

一方で、継続的な協議を経て昨年（2025年）5月には、日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会、日本建設業連合会が連携して、「国際的で魅力ある次世代の建築職能人材の育成に向けた提言」を行い、以下の各項について関係団体が産学連携で戦略的に取り組むべきものとしている。

1. 国際化対応へ向けた関係諸団体の一層の連携強化について
2. 日本の建築界および専門職能の魅力の維持・発展について
3. 一級建築士資格制度の将来像について
4. 建築教育と産業界での実務との接続のあり方について
5. 建築教育の国際通用性向上について
6. 国際協定傘下の教育プログラム修了生の資格制度における扱いについて

このような中で今般、二会は、2カ年に渡る協議の末に、国際的な建築家との同等性を示す“JAPAN アーキテクト（仮、以下同じ）認定制度”の創設へ向けて、以下の方針を基本的に合意した。

現時点での方針の基本事項は以下のとおりである。

1. “国際的要件を満たすアーキテクトを認定する制度”は、既存の専攻建築士制度および登録建築家制度をベースとして、国際的要件を満たす者の統一的認定制度となる「JAPAN アーキテクト」認定を開始する。

2. 新設する「JAPAN アーキテクト」はUIA協定のアーキテクトの要件に合致させ、認定された建築士は国際的にもアーキテクト (architect) と称するとともに、UIA協定による以下の職能4原則を遵守するものとする。
 - ・ 専門能力 (Expertise)
 - ・ 自律性 (Autonomy)
 - ・ 献身性 (Commitment)
 - ・ 責任 (Accountability)
3. 一級建築士である統括設計専攻建築士または登録建築家であり、かつ国際的教育要件 (大学以上の教育課程を5年以上修了) につき、これを満たすか同等以上と認められる者を「JAPAN アーキテクト」として認定する。なお両会いずれかの会員であるか否かは問わない。
4. 認定は本人からの申請に基づいて行われ、認定期間は3年間とする。また、3年毎に要件等を確認して更新を行う。さらに統括設計専攻建築士もしくは登録建築家の認定・登録が削除された時には、JAPAN アーキテクトの認定も失効する。
5. 日本建築士会連合会の専攻建築士認定評議会、及び日本建築家協会の建築家認定評議会の双方からの代表による「JAPAN アーキテクト認定評議会」を創設して、認定を行う。
6. 今後の JAPAN アーキテクト制度の運営に当たっては、日本建築学会及び JABEE との緊密な連携を図ることとする。
7. 将来的に認定者の対象に APEC アーキテクトを加えることを視野にいれ、適切な時期に建築技術教育普及センターとも協議を行うものとする。

以上、今回の基本事項の合意 (基本合意) を踏まえて、引き続き両会が連携し、具体化に向けた詳細な検討に着手することとする。

公益社団法人 日本建築士会連合会
会 長 古谷 誠章

公益社団法人 日本建築家協会
会 長 佐藤 尚巳